

松保護士の皆様への重要なお知らせ

(一財) 日本緑化センター松保護士係

1. 資格失効者における再登録要件の緩和について

平成 29 年 5 月 12 日に実施した松保護士認定委員会において、登録更新制度の一部見直しを行い、下記のとおり、資格失効者における再登録要件の緩和（変更）を行いました（表 1 参照）。

表 1 資格失効者における再登録のルール

変更前	変更後
登録失効後 <u>4 年以内（次回更新時まで）</u> に更新に必要な講習会（更新講習会、松枯れ防除実践講座）を受講し、更新手続きを行った場合には、その再登録を認めるものとする。	登録失効後に更新に必要な講習会（更新講習会、松枯れ防除実践講座）を受講し、更新手続きを行った場合には、その再登録を認めるものとする。 なお、失効後の再登録可能な期間等は特に定めない。
再登録後に有効となる期間は、 <u>資格取得時から 5 年単位</u> とする（⇒再登録が遅れるほど、有効期限が短くなっていました）。	再登録後に有効となる期間は、 再登録の日から 5 年 とし、その終期は当該最終年度の 3 月 31 日とする。

★これにより、更新に必要な講習会を受講できず、資格失効後 4 年以上が経過した者も、必要に応じて再登録することが可能となりました。また、更新後に有効となる期限も、これまでの「資格取得時から 5 年単位とするルール」を廃止し、「再登録時から 5 年」としました（下図参照）。

【POINT】

資格取得後 5 年が経過し、（更新手続きをせずに）資格が失効した後も、更新要件を満たした段階でいつでも再登録可能となります。その場合の有効期間も、再登録時点から 5 年となります。

例えば、今年度の更新対象者である第 5 期（登録番号：260-1～315-1）・10 期（登録番号：455～484）の方で、今年度中の更新を行わなかった方は、2018 年 3 月 31 日付けで松保護士資格は失効しますが、今年度以降、いつでも更新講習会を受講し、更新手続きを行なった場合は、再登録が可能で、その有効期間も再登録時から 5 年間となります。

なお、失効中は松保護士名簿から削除され、松保護士を名乗ることはできませんので注意してください。

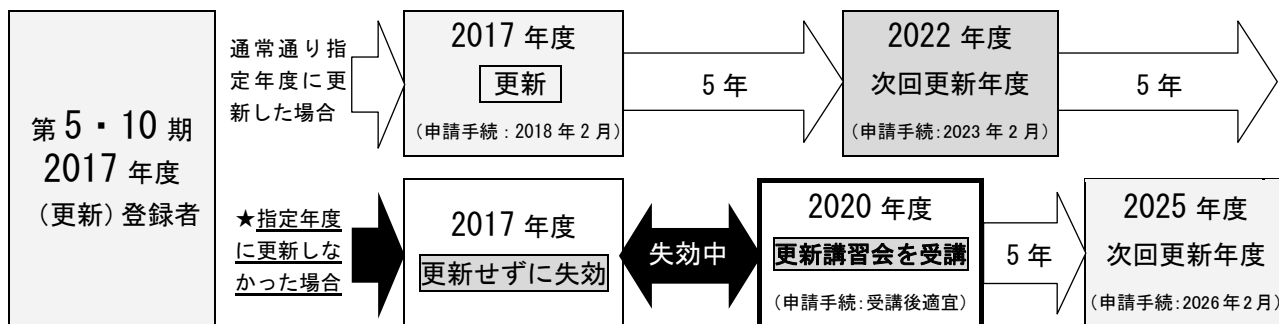


図 1 資格失効者における再登録のイメージ